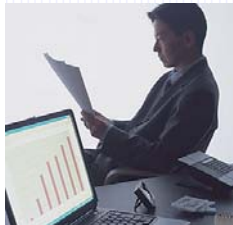


TaxReport

知って得する還付申告

確定申告が必要な 所得控除・税額控除



- ① 医療費控除
- ② 寄付金控除
- ③ 平成 20 年住宅借入金等特別控除



1 医療費控除

1 医療費控除とは

医療費控除とは、納税者が、本人又は本人と生計を一にする配偶者その他の親族の医療費を支払った場合に、その納税者の所得金額より下記の算式で計算した金額を差し引く控除です。

2 医療費控除額の計算のしかた

医療費控除額は、次のように計算されます。

$$\text{医療費の対象金額} - \text{控除額} = \text{医療費控除額 (最高 200 万円)}$$

(1) 医療費の対象となる金額

医療費の対象となる金額は、実際の医療費の額から、保険金・賠償金等により補填される金額を控除した金額となります。

(2) 控除額の計算

$$\begin{aligned} & \text{総所得金額} + \text{分離課税の譲渡所得の額} + \text{株式等にかかる} \\ & \text{譲渡所得等の金額} + \text{先物取引に係る雑所得等の金額} + \text{山林所得金額} + \text{退職所得金額} \\ & \times 5\% = \text{控除額} \end{aligned}$$

ただし、この計算により算出された金額が 10 万円を超える場合には、10 万円となります。

3 医療費の範囲

医療費控除の対象となる医療費は、次のようなものをいいます。

- ① 医師又は歯科医師による診療費又は治療費
- ② 治療又は療養に必要な医薬品の購入費用

ただし、疾病の予防又は健康の増進のために供される医薬品の購入費用は除かれます。

- ③ 病院、診療所（指定介護老人福祉施設及び指定地域密着型老人福祉施設を含む）又は

助産所へ収容される費用

- ④あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師又は柔道整復師による治療を受けるための施術費
- ⑤保健師、看護師又は准看護師による療養上の世話を受けるための費用
- ⑥助産師による分娩の介助料
- ⑦通院費用や医療器具の購入代で通常必要なもの

4 医療費に含まれるもの

1 主な診療費・治療費

医師、歯科医師、前述記載の④の施術者又は助産師による診療、治療、施術又は分娩の解除を受けるため次にあげる直接必要な費用は医療費に含まれます。

- ①医師等による診療等を受けるための通院費若しくは医師等の送迎費、入院、入所の対価として支払う部屋代、食事代等の費用又は医療器具等の購入、賃借若しくは使用のための費用で通常必要なもの。
- ②自己の日常最低限の用を足すために供される義手、義足、松葉杖、補聴器、義歯等の購入のための費用
- ③身体障害者福祉法第 38 条、知的障害者福祉法第 27 条若しくは児童福祉法第 56 条又はこれらに類する法律の規定により都道府県知事又は市町村長に納付する費用のうち、一定の費用。

2 介護老人保健施設の利用料

介護老人保健施設の利用料のうち次に記載する項目に該当する費用については医療費控除の対象になります。

- ①食費又は食事費
- ②特別食料、特別食加算又は加工食加算
- ③室料、個室料、二人室料又は室料差額（個室等の特別室の使用料については、診療又は治療を受けるためやむを得ず支払われるものに限る）
- ④入力料又は入浴代
- ⑤通所者の長時間ディ・ケアに係る介護法人保健施設療養費の額を超える費用

3 おむつに係る費用

医師が次のいずれの条件をも満たす人に対して「おむつ使用証明書」を発行した場合には、そのおむつに係る費用は医療費控除の対象とされます。

- ①傷病によりおおむね6ヶ月以上にわたり寝たきり状態にあると認められる人
- ②その傷病について医師による治療を継続して行う必要があり、おむつの使用が必要と認められる人

4 歯科矯正に係る費用

歯並びをよくするための歯科矯正については、容貌を美化したりするために行う歯科矯正は対象となりませんが、発育段階にある子供の歯並びを矯正する費用は治療目的のため対象となります。

5 めがね・補聴器等の購入費用

医療費控除の対象となる医療費は、医師等による診療、治療等を目的とした費用に限られます。単に近視や老眼等により眼鏡を購入した場合や老齢による難聴のために補聴器を購入した場合は、治療目的ではなく日常の生活を助けるための支出となりますので医療費控除の対象になりません。ただし、手術後の保護用眼鏡、斜視用眼鏡、幼児の弱視用眼鏡のように医師による治療上必要なものは対象となります。

6 通院費

医療費控除の対象となる通院費は、医師等に診療を受けるために直接必要なもので、かつ、通常必要なものである支出です。従いまして、通常は、電車・バス等の公共交通機関における通院費は対象になりますが、タクシー代については対象になりません。また、自家用車での通院に要したガソリン代についても対象になりません。

しかし、臨月の妊婦や、足を骨折している等の理由により、公共交通機関での通院が困難な場合には、タクシーによる通院についても医療費として認められます。

なお、家族が見舞いや看護のために要した交通費は、治療目的と関係ありませんので原則的には対象になりません。

5 医療費を補てんする保険金等

前述の医療費控除の計算式の「保険金、損害賠償金などで補てんされる金額」には、次のものがあります。

- ① 社会保険又は共済に関する法律その他の法令の規定に基づき支給を受ける給付金のうち、健康保険法の規定により支給を受ける療養費、移送費、出産育児一時金、家族療養費、家族移送費、家族出産育児一時金、又は高額療養費のように医療費の支出の事由を給付原因として支給をうけるもの
- ② 損害保険契約又は生命保険契約に基づき医療費の補てんを目的として支払を受ける傷害費用保険又は入院給付金等
- ③ 医療費の補てんを目的として支払を受ける損害賠償金
- ④ その他法令の規定に基づかない任意の互助組織から医療費の補てんを目的として支払を受ける給付金

なお、補填される金額については、12月までの診療に対応するものが対象となります。従いまして、確定申告期限までに、金額が確定しないものについては、見積もりで計算し、実際に金額が確定した場合に、修正申告等を行うこととなります。

2 寄付金控除

1 寄附金控除とは

納税者が国や地方公共団体、特定公益法人などに対し、特定寄付金を支払った場合に、所得控除を受けられる制度をいいます。

なお、政治活動に関する寄付金のうち一定のものについては、税額控除を選択することができます。

2 寄附金控除額の計算のしかた

寄付金控除額は次のように計算されます。

$$\text{その年に支出した特定寄附金の合計額} - 5 \text{千円} = \text{寄附金控除額}$$

※特定寄附金の合計額については、その年の総所得金額等の40%相当額を限度とします。

3 特定寄附金の範囲

特定寄附金とは、次のいずれかに当てはまるものをいいます。

ただし、学校の入学に関してするもの、寄附をした人に特別の利益が及ぶと認められるもの及び政治資金規正法に違反するものなどは、特定寄附金に該当しません。

- (1) 国、地方公共団体に対する寄附金
- (2) 公益法人（平成20年12月1日以後は、公益社団法人、公益財団法人）その他公益を目的とする事業を行う法人又は団体に対する寄附金のうち、次に掲げる要件を満たすと認められるものとして、財務大臣が指定したもの
 - ① 広く一般に募集されること
 - ② 教育又は科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献その他交易の増進に寄与するための支出で緊急を要するものに充てられることが確実であること
- (3) 所得税法別表第一に掲げる法人その他特別の法律により設立された法人のうち、教育又は科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に著しく寄与するものとして、所得税法施行令第217条で定めるものに対する当該法人の主たる目的である業務に関連する寄附金（(1)及び(2)に該当するものを除き

ます。)

なお、所得税法施行令第217条で定めるものとは、次の法人をいいます（以下、「特定公益増進法人」といいます）。

- ①独立行政法人
- ②独立行政法人のうち、一定のもの
- ③自動車安全運転センター、総合研究開発機構、日本司法支援センター、日本私立学校振興・共済事業団及び日本赤十字社
- ④民法第34条の規定により設立された法人のうち、一定のもの（注）
- ⑤科学技術の研究などを行う特定法人（②に該当するものを除きます。）（注）
- ⑥私立学校法第3条に規定する学校法人で学校の設置若しくは学校及び専修学校若しくは各種学校の設置を主たる目的とするもの又は私立学校法第64条第4項の規定により設立された法人で専修学校若しくは各種学校の設置を主たる目的とするもの
- ⑦社会福祉法人
- ⑧更生保護法人

※平成20年12月1日以後は、原則として、公益社団法人又は公益財団法人に限ります。

- (4) 特定公益信託の信託財産とするための支出のうち、一定のもの
- (5) 政治活動に関する寄附金のうち、一定のもの
- (6) 認定特定非営利法人（認定NPO法人）に対する寄附金のうち、一定のもの
- (7) 一定の要件を満たす特定新規中小企業者に対し出資した金額（1千万円を限度とし、平成20年4月1日以後に振込みにより株式を取得する場合について適用）
- (8) 特定地域雇用等促進法人に対する寄附金のうち、一定のもの（平成25年11月30日までに支出するものに限ります）

4 政党等に対する寄附金の税額控除

個人が平成7年1月1日から平成21年12月31日までに支払った政党又は政治資金団体に対する政治活動に関する寄附金で一定のもの（以下「政党等に対する寄附金」）については、支払った年分の所得控除としての寄附金控除の適用を受けるか、又は次の算式で計算した金額（その年分の所得税額の25%相当額を限度とします）について税額控除の適用を受けるか、いずれか有利な方を選択することができます。

■特別控除額の計算

$$\left[\begin{array}{l} \text{その年中に支払った} \\ \text{政党等に対する} \\ \text{寄付金の額の合計額} \end{array} \right] - 5 \text{千円} \times 30\% = \begin{array}{l} \text{政党等寄付金} \\ \text{特別控除額} \end{array} \left[\begin{array}{l} 100 \text{円未満の} \\ \text{端数の切捨て} \end{array} \right]$$

「その年中に支払った政党等に対する寄附金の額の合計額」については、その年分の総所得金額等の40%相当額が限度とされます。

ただし、寄附金控除の適用を受ける特定寄附金の額がある場合で、政党等に対する寄附金の額の合計額にその特定寄附金の額の合計額を加算した金額がその年分の総所得金額等の40%相当額を超えるときは、その40%相当額からその特定寄附金の合計額を控除した残額とされます。

5 ふるさと納税制度

1 ふるさと納税制度とは

平成20年の税制改正において、個人住民税の寄附金税制が大幅に改正されました。これにより、地方公共団体等に一定額以上寄附をした場合には寄附をした金額に近い金額の住民税が減税されることとなりました。

2 ふるさと納税の適用を受けるための手続き

ふるさと納税等による税額控除は、寄附をただけでは受けることができません。控除を受けるためには確定申告が必要となります（給与所得者の年末調整では、控除を受けることができません）。確定申告をした場合には所得税の寄附金控除と住民税の寄附金控除の手続きが同時にできます。

確定申告には、寄附をした領収書が必要となります。通常、寄附をした場合には領収書がもらえますので、確定申告まで大切に保管してください。

住宅減税額が多額にある等の理由により所得税を納めていない場合には、住民税のみの税額控除を受けることとなります。この場合には、所得税の確定申告に代えて、各市町村に住民税の申告を行うことができます。

3 平成 20 年住宅借入金等特別控除

1 住宅借入金等特別控除とは

住宅借入金等特別控除とは、居住者が住宅を借入金で新築または購入（増改築等を含む）した場合に、借入金の年末残高に対して一定率を乗じた金額を何年間かにわたって所得税から控除するものです。

住宅借入金等と特別控除は、毎年、その要件が変更になります。この章では、主に平成 20 年に居住を開始した場合についてご説明いたします。

2 平成 20 年に居住した場合の特別控除額の計算

平成 20 年に居住した場合の住宅取得等特別控除については、次のいずれかを選択することができます。なお、選択した方法は、次年度以降、変更することは出来ません。

（1）控除期間 10 年の場合

① 居住の用に供した年から 6 年間

その年 12 月 31 日現在の借入金等の残高 2,000 万円以下の部分の金額 × 1%
(最高 20 万円)

② 7 年目から 10 年目まで

その年 12 月 31 日現在の借入金等の残高 2,000 万円以下の部分の金額 × 0.5%
(最高 10 万円)

（2）控除期間 15 年の場合

① 居住の用に供した年から 10 年間

その年 12 月 31 日現在の借入金等の残高 2,000 万円以下の部分の金額 × 0.6%
(最高 12 万円)

② 11 年目から 15 年目まで

その年 12 月 31 日現在の借入金等の残高 2,000 万円以下の部分の金額 × 0.4%
(最高 8 万円)

3 控除を受けるための要件

1 対象となる住宅の取得・増改築

(1) 建築・購入の場合

①新築の場合

次の2つの要件を満たす住宅が対象となります。

- 家屋の床面積の2分の1以上が自分の居住用であること
※店舗併用住宅の場合には、居住用の部分が2分の1以上であることが必要となります。
- 家屋の床面積が50㎡以上であること

②中古家屋の要件

建築後使用されたことのある家屋を購入した場合は、上記の要件のほかに、次のいずれかに該当する必要があります。

- 耐火建築物以外の場合は、取得日以前20年以内に建築されたものであること。
- 耐火建築物の場合は、取得日以前25年以内に建築されたものであること
- 地震に対する安全上必要な構造方法に関する技術的基準またはこれに準ずるものに適合する一定の家屋であること（建築年数の要件はない）

※対象となる家屋の購入先が「一定の親族等」の場合は、住宅借入金等特別控除の適用は受けられません。

(2) 増改築した場合

- ①自分が所有し居住の用に供している家屋で、増改築等後も引き続き居住する家屋であること
- ②増改築等の工事費が100万円を超えること
- ③居住用部分の工事費が工事費全体の2分の1以上であること
- ④増改築後の家屋の床面積の2分の1以上が居住の用に供されるものであること
- ⑤増改築後の床面積が50㎡以上であること

■増改築工事の要件

- 増築、改築、建築基準法に規定する大規模の修繕・大規模の模様替えの工事
- 家屋のうち居室、調理室、浴室、便所、洗面所、納戸、玄関または廊下の一室の床または壁の全部について行う修繕・模様替えの工事
- 家屋について行う地震に対する一定の安全基準に適合させるための修繕・模様替えの工事（2002年4月1日以後に居住の用に供した場合に限る）
- 高齢者等が自立した日常生活を営むために必要な構造及び設備の基準に適合させ

るための修繕・模様替えの工事（2007年4月1日以後に居住の用に供した場合に限る）

- エネルギーの使用の合理化に資する一定の修繕・模様替えの工事（増改築した部分を2008年4月1日以後に居住の用に供した場合に限る）

※なお、自分の所有していない家屋を増改築しても控除の対象とはなりません。

例えば、父親の所有する家に同居している子が、借入金でその家の増改築をした場合、子は住宅借入金等特別控除の適用は受けられません。

2 入居・居住要件

(1) 入居要件

住宅借入金控除は、家屋を新築等した者が新築の日、取得の日から6か月以内にその家屋に入居しなければ適用は受けられません。

※取得の日とは、取得者が実際に居住できるようになった日が「取得の日」となります。

なお、「新築の日」については、請負人からその家屋の引渡しを受けた日として差し支えないとされています。

■6か月以内に入居したことの証明

6か月以内に入居したかどうかは、原則として住民票により証明することになります。ただし、住民票の届け出が遅れ、住民票では証明できない場合は、公共料金の領収書や、引越し年月日がわかる引越し業者の領収書などでも証明できます。

(2) 居住要件

①居住開始年の12月31日に居住していない場合

住宅借入金等特別控除は、入居した年の12月31日まで引き続き居住していることが要件となります。従いまして、平成20年に居住を開始した場合には、平成20年12月31日において、居住していない場合には、住宅借入金等特別控除自体の適用がありません。

②居住開始年の翌年以後の12月31日時点で居住していない場合

初年度に住宅借入金等特別控除の適用を受けた居住者が、翌年以降の12月31日に居住していない場合には、その居住していない年については、適用を受けることが出来ません。ただし、次のような場合には、適用を受けることができます。

(イ) 年の途中で亡くなってしまった人や、家屋が火災で焼失してしまった人

(ロ) 単身赴任中であっても以下の条件が満たされれば、家屋の所有者本人がそのまま居住しているものとして取り扱われ、控除の適用を受けることができます。

- 家屋の所有者が転勤、転地療養その他やむを得ない事情により、配偶者、扶養親族その他その者と生計を一にする親族と日常の起居を共にしないこととなった場合であること
- 家屋をこれらの親族が引き続きその居住の用に供していること
- そのやむを得ない事情が解消したのちは、その者がともにその家屋に居住することが認められること

3 住宅借入金の要件

(1) 対象となる借入金

住宅借入金等特別控除適用上の「家屋の取得対価の額」とは、原則として家屋や土地そのものの取得対価に限られ、取得するために要した費用は含まれません。具体的には次のとおりです。

①取得対価に含まれるもの

- 家屋、土地の取得対価
- 家屋と一体として取得した電気設備、給排水設備などの附属設備の取得対価
- 家屋の設計料
- 土地の取得に伴い行った土地の造成または改良のために要した費用

②取得対価に含まれないもの

- 取得に伴う不動産仲介手数料
- 取得に伴う登録免許税、登記費用
- 不動産取得税
- 居住（使用）開始までの借入金利子

(2) 借入金の借入先

対象となり借入金については、次のようなものがあります。

- ①金融機関からの借入金
- ②勤務先からの借入金（役員等を除く）
- ③建設業者等に対する債務
- ④その他一定のもの

(3) 借入金の償還期間

住宅借入金控除となる借入については、その償還期間が10年以上であるものに限定されております。従いまして、上記(2)の借入金でも、償還期間が10年未満の場合には対象となりません。

①繰上げ償還を行った場合

10年以上の償還期間での借入を行っていた場合で、その後繰上げ償還を行ったことにより、償還期間のトータルが10年未満となった場合には、その年以降の控除は受けられなくなります。

②借換えを行った場合

住宅借入金等特別控除の対象となっていた借入金等を借換えした場合には、次のいずれにも該当する場合は、控除の対象となります。

- (イ) 新たな借入金等が当初の借入金等を消滅させるためのものであることが明らかであること。
- (ロ) 新たな借入金を家屋の新築、購入(一定の敷地の購入を含む)、増改築のための資金に充てるものとした場合、借入先等が金融機関等一定の該当先であり、償還期間等が10年以上の割賦償還等の方法で返済するものであること。

4 所得金額の要件

控除を受けようとする年の合計所得金額は3,000万円以下でなければなりません。この要件は控除期間中、毎年判定されます。

なお、控除期間中のある年の合計所得金額が3,000万円を超えて住宅借入金等特別控除の適用が受けられなかった場合でも、その後所得が3,000万円以下となった年は、控除対象期間内である限り適用が受けられます。

5 控除を受けるための条件

住宅借入金等特別控除の適用を受けるためには、居住した年に係る確定申告を行う必要があります。

なお、給与所得者等については、2年目以降は、年末調整時に、必要書類を提出することにより、還付を受けることができます。

確定申告時における必要書類には、以下のようなものがあります。

- ①登記事項証明書
- ②売買契約書、工事請負契約書
- ③住民票
- ④借入金残高証明書
- ⑤控除対象額の計算書